

指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所 訪問看護 ひのき 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団井口会が開設する、指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所（以下、事業所という。）が行う指定訪問看護の事業（以下、訪問看護等という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、看護師及び准看護師（以下、看護師等という。）及びその他の職員が、要介護状態又は要支援状態（以下、要介護等という。）にあり、かかりつけの医師が訪問看護等の必要を認めた高齢者に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 訪問看護等の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 訪問看護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 訪問看護 ひのき
- 2 所在地 岡山県真庭市上市瀬384番地2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（看護職員と兼務可）

管理者は、事業所の看護師等及びその他の職員の管理及び訪問看護等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 2 看護職員 2.5名以上（常勤換算）

看護師等は、訪問看護計画書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。毎月主治医に訪問看護報告書を提出し、利用者に訪問看護計画書を交付する。

- 3 事務職員 1名（非常勤）

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、創立記念日(6月1日)

8月13日～15日、12月30日～1月3日までを除く。

2 営業時間 月～金曜日午前9時～午後5時まで 土曜日午前9時～午後1時まで

3 24時間常時、電話等の連絡対応や緊急訪問が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 食事および排泄等日常生活の世話
- 4 褥創の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 ターミナルケア
- 7 認知症患者の看護
- 8 療養生活や介護方法の指導
- 9 カテーテルチューブ類等の管理（経管栄養、胃瘻チューブ、膀胱留置カテーテル）
- 10 CAPD療法の管理
- 11 在宅酸素療法中の看護
- 12 在宅中心静脈栄養法（HPN）中の看護
- 13 人工呼吸器使用中の看護
- 14 インシュリン自己注射の指導、相談
- 15 人工肛門造設の看護
- 16 在宅自己導尿の指導、相談
- 17 その他医師の指示による医療処置

(利用料その他の費用な額)

第7条 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

1 利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は、その実費を利用者から徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道概ね5km未満 100円
 - 2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道概ね5km以上10km未満 200円
 - 3) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道概ね10km以上 300円
- 3 死後の処置料は、15,000円とする。

4 前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、旧落合町、旧久世町、旧北房町とする。但し、利用者からの要望等必要に応じそれ以外の地域で事業実施することもある。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、7またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における感染症の予防及び、まん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回開催するとともに、その結果を、従業者に周知徹底を行う。
- (2) 事業所における感染症の予防及び、まん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所における感染症の予防及び、まん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施する

(緊急時等における対処方法)

第10条 看護師等は、訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告をするものとする。

(苦情処理)

第11条 事業所は、提供した訪問看護等に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため相談窓口を設置する。また、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて、利用者及びその家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに岡山県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。また、利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。看護師

等及びその他の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族のすべての個人情報について個人情報保護法を遵守すべき旨を、個人情報保護に関する誓約書にて誓約を交わすものとする。また、職員でなくなった後においても個人情報保護法を遵守すべきは同様である。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は、その再発を防止するための措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は、擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体的拘束に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他行動を制限する行為を行ってはならない。身体的拘束等の適正化の為の必要な措置を講ずる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催とともに、その結果を従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置
- (4) 看護職員等の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的業務継続計画を見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- 1 事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1) 採用時研修 採用後1～2か月以内
- 2) 継続研修 年数回か1～2回
- 2 サービス担当者会議等において、利用者や家族の個人情報を用いる場合は利用者や家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。
- 3 訪問看護に係る記録の開示を利用者が求めた場合は適切に対応することに努める。
- 4 事業所及び看護師等は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団井口会と事業所の管理者及び併設する看護小規模多機能型居宅介護事業所きぼうの杜ひのきとの協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

改訂 令和6年4月1日